

○外務委員会

・条約（七件）

号 番	1	2	3	4	5
件 名	關稅及び貿易に關する一般協定に 附屬する第三十八表（日本國の讓 許表）に掲げる讓許を修正し又は 撤回するのためのアメリカ合衆國と の交渉の結果に關する文書の締結 について承認を求めめるの件	關稅及び貿易に關する一般協定に 附屬する第三十八表（日本國の讓 許表）に掲げる讓許の変更につい ての歐州經濟共同体との合意に關 する文書の締結について承認を求 めるの件	所得に對する租稅に關する二重課 稅の回避及び脱稅の防止のため 日本國とタイとの間の條約の締結 について承認を求めめるの件	千九百七十二年二月二十六日に東 京で著名された原子力の平和的利 用に關する協力のための日本國政 府とフランス共和國政府との間の 協定を改正する議定書の締結につ いて承認を求めめるの件	向精神藥に關する條約の締結につ いて承認を求めめるの件
院議先	衆	〃	〃	〃	〃
月 提 出	二、 三、 九	三、 九	四、 一三	四、 一三	四、 一三
参 議 院	委員會付託 二、 三、 二二 (千)	三、 二二 (千)	四、 一三 (千)	六、 一一	四、 一三 (千)
	委員會議決 二、 三、 二九	三、 二九	五、 二四	六、 二六	六、 一一
衆 議 院	委員會付託 二、 三、 三〇	三、 三〇	五、 二五	六、 二六	六、 一三
	委員會議決 二、 三、 二八	三、 二八	四、 二七	六、 一八	五、 二四
備 考				衆本會議趣旨説明 二、五、一七	

内閣提出法律案（一件）

22※	号 番	件 名	院議先	月 提 日 出	参 議 院	衆 議 院	備 考
法律案		在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	二、 三、一三	委員会付託 二、 三、二二 （予）	委員会議決 二、 三、二九 本会議議決 二、 三、三〇 委員会付託 二、 三、一三 委員会議決 二、 三、二七 本会議議決 二、 三、二八	

7	6	号 番	件 名	院議先	月 提 日 出	参 議 院	衆 議 院	備 考
結	千九百八十九年のジュート及びジュート製品に関する国際協定の締結について承認を求めるの件		千九百八十九年七月三日に国際コヒー理事會決議によつて承認された千九百八十三年の国際コヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件	衆	四、一三	委員会付託 二、 四、一三 委員会議決 二、 四、二四 本会議議決 二、 四、二五 （予） 四、一三	委員会付託 二、 四、一三 委員会議決 二、 六、二〇 本会議議決 二、 六、二二 （予） 四、一三	

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本の譲許表）に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めの件（閣条第一号）

要旨

我が国は、一九八八年（昭和六十三年）二月の関税及び貿易に関する一般協定（ガット）理事会の勧告を受けて、一定の農産物に係る輸入割り当て制度の多くを撤廃することとした。このうち砂糖を主成分とする調製食料品についての輸入割り当て制度を撤廃すると同時に、砂糖の類似品が低関税率で輸入されることにより国内の砂糖価格の安定に対して影響を及ぼすことを防止するため、当該調製食料品の一部分について譲許税率を引き上げることとした。このため、当該調製食料品の譲許のうちの一部を修正することについて、ガットに定める手続きに基づき原交渉国である米国と交渉を行った。本文書は、その結果を収録したものである。

一、調製食料品のうち砂糖の類似品について、我が国の譲許税率を三五％から一キログラムにつき九〇円に引き上げる。

二、右の代償として、調製食料品のうち砂糖の類似品でないもののうちの一部分について、我が国の譲許税率を三五％から三〇％に引き下げる。

委員長報告

ただいま議題となりました条約二件及び法律案につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、ガット関連の我が国と米国との文書及び我が国と欧州経済共同体との文書は、いずれも砂糖を主成分とする調製食料品の輸入割り当て制度を撤廃することに伴い、砂糖類似品の譲許税率を引き上げること、砂糖類似品以外のものの一部分の譲許税率を引き下げることが内容とするものであります。

次に、在外公館関係の法律案は、本年三月二十一日に独立したナミビアに大使館を、英国のエジンバラに総領事館をそれぞれ設置すること、最近の為替相場の変動等を勘案して、在外職員の在勤基本手当の基準額を改定すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、ガット関連の二文書に関して、農産物自由化の現状、砂糖生産農家の保護等の問題につい

ての質疑が、また、在外公館関係の法律案に関して、在外勤務環境の改善、ナミビアに対する我が国の協力姿勢等の問題についての質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、ガット関連の二文書について、日本共産党の立木委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、ガット関連の二文書はいずれも多数をもって承認すべきものと決定し、在外公館関係の法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本の譲許表）に掲げる譲許の変更についての欧州経済共同体との合意に関する文書の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）

要旨

我が国は、一九八八年（昭和六十三年）二月の関税及び貿易に関する一般協定（ガット）理事会の勧告を受けて、

一定の農産物に係る輸入割り当て制度の多くを撤廃することとした。このうち砂糖を主成分とする調製食料品についての輸入割り当て制度を撤廃すると同時に、砂糖の類似品が低関税率で輸入されることにより国内の砂糖価格の安定に対して影響を及ぼすことを防止するため、当該調製食料品の一部分について譲許税率を引き上げることとした。これに関連し、右の譲許税率の引き上げに関心を表明してきた欧州経済共同体との間で砂糖を主成分とするその他の調製食料品の譲許税率の一部引き下げについて交渉を行った。本文書は、その合意を収録したものであって、内容は次のとおりである。

- 一、調製食料品のうち砂糖の類似品について、我が国の譲許税率を三五％から一キログラムにつき九〇円に引き上げることを確認する。
- 二、調製食料品のうち砂糖の類似品でないもののうちの一部分について、我が国の譲許税率を三五％から三〇％に引き下げる。

委員長報告

前ページ参照

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求め
るの件（閣条第三号）

要旨

本条約は、一九六三年（昭和三十八年）に締結された現
行租税条約を全面改正するものであって、その主な内容は
次のとおりである。

- 一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久的施設を有する場合にのみ、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。
- 二、国際運輸業所得のうち、航空機所得については企業の居住地国においてのみ課税され、船舶所得については相手国において五〇%の減税が行われる。
- 三、投資所得に対する源泉地国税率は、親子会社間の配当については支払者が産業的業務に従事する法人の場合一五%、その他の場合二〇%、法人が受け取る利子については金融機関（保険会社を含む）が受領者の場合一〇%、その他の場合二五%、使用料については一五%をそれぞれ超えないものとする。
- 四、短期滞在者、両締約国政府間で合意された文化交流の

ための特別の計画に基づく活動を行う芸能人等、教授、
学生等の所得については、一定の条件の下に相手国の租
税が免除される。

五、二重課税の回避は両国とも外国税額控除方式により、
また、一定の所得について我が国においてみなし外国税
額控除を認める。

委員長報告

ただいま議題となりましたタイとの租税条約につきまして、
外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げ
ます。

本条約は、昭和三十八年に締結された現行条約を全面的
に改正し、最近締結された他の租税条約の改善された規定
をできる限り取り入れようとするものでありまして、事業
所得に対する相手国の課税基準、航空機または船舶による
国際運輸業所得に対する課税方法、投資所得に対する源泉
地国の課税軽減、二重課税の回避方法等について規定して
おります。

委員会におきましては、条約改正の経緯、開発途上国と
の租税条約における課税権のあり方、我が国企業のタイ向
け投資増加の実情等の諸問題について質疑が行われました

が、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の立木委員より本件に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

千九百七十二年二月二十六日に東京で署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件（閣条第四号）

要旨

我が国とフランスとの間には一九七二年（昭和四十七年）に締結された現行の原子力協定があるが、その後、我が国は、核兵器の不拡散に関する条約を締結し、国際原子力機関（IAEA）との間で保障措置協定を締結した。またフランスも欧州原子力共同体及びIAEAとの間で保障措置協定を締結した。さらに、国際的にも、一九七四年（昭和四十九年）五月に行われたインドの核爆発実験を契機に、各国が核不拡散政策を強化し、原子力資材等の移転に関する

る供給国グループの指針であるいわゆるロンドン・ガイドラインが作成されるなどの動きが見られた。このような事情を踏まえ、現行協定を改正するため、一九八八年（昭和六十三年）七月以来、六回にわたる交渉を行った結果、本年四月にパリでこの議定書の署名が行われたもので、主な内容は次のとおりである。

一、協定の対象となる核物質等についての平和的目的使用を平和的非爆発目的使用に変更する。

二、両国間で移転された機微な技術（濃縮、再処理または重水生産の設備又は施設に係る技術）に関し、平和的非爆発目的使用、移転された機微な技術に基づく設備または施設を用いて行う処理によって得られた核物質に対する保障措置の適用及び核物質防護措置の適用、管轄外移転規制等の規定を設ける。

三、両国がそれぞれIAEAとの間で締結した保障措置協定に基づく保障措置の適用を規定する。

四、協定の対象となる核物質を不法な奪取等から防護するための適切な措置が取られることを規定するとともに、防護の水準を附属書に具体的に定める。

五、協定の適用を受ける核物質等の明確化を図るとの観点から移転に先立っての事前通告に係る規定を設ける。

六、協定の解釈または適用から生ずる紛争で交渉等により解決されないものは、いずれか一方の要請により仲裁手続に付託する規定を設ける。

七、協定の有効期間は、現行協定の効力発生（一九七二年（昭和四十七年））後四十五年とする。

委員長報告

ただいま議題となりました日仏原子力協定の改正議定書につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この議定書は、昭和四十七年に締結された現行協定を改正しようとするもので、協定の対象となる核物質等についての平和的目的使用を、平和的非爆発目的使用に改めるとともに、再処理施設等に係る機微な技術、国際原子力機関による保障措置、核物質防護、核物質等が協定の適用を受けるための要件としての事前通告、仲裁手続等に関する規定が新たに定められております。

委員会におきましては、海部内閣総理大臣、中山外務大臣及び大島科学技術庁長官の出席を求め、我が国のエネルギー政策における原子力発電の位置づけ、原子力分野の国際的協力と核不拡散体制の強化、日仏間で移転される核物

質等についての非軍事的利用の確保、原子力発電の安全性と経済性、返還プルトニウムの輸送方法、青森県六ヶ所村における核燃料サイクル施設の建設計画等の諸問題について質疑を行い、また、参考人を招いて意見を聴取いたしました。詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同の肥田委員より反対、自由民主党の久世理事より賛成、日本共産党の立木委員より反対の意見が、それぞれ述べられました。

次いで採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

向精神薬に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）

要旨

この条約は、大麻、コカイン、ヘロイン等の麻薬の規制を目的とする「千九百六十一年の麻薬に関する単一条約」（我が国は一九六四年（昭和三十九年）に締結）の規制対象外であるLSD等の幻覚剤、ヒロポン等の覚せい剤、催

眠剤等の「向精神薬」の濫用及び不正取引を防止するため、一九七一年（昭和四十六年）二月に国連主催の条約採択会議で採択されたものであって、向精神薬の製造、取引、使用等の規制について国際的な枠組みを定めており、その主な内容は次のとおりである。

一、この条約において規制される向精神薬の範囲は、条約に附属する付表ⅠからⅣまでに掲げられたすべての物質とする（本年四月現在、付表ⅠにはLSD等の幻覚剤二二物質、付表Ⅱにはヒロポン等の覚せい剤等二三物質、付表Ⅲにはバルビタール系の催眠剤等八物質、付表Ⅳには精神安定剤、鎮静剤等五八物質の合計一〇一物質が掲げられている）。また、物質の付表への追記、付表間の転記及び付表からの削除は、基本的に世界保健機関の勧告を踏まえて国連麻薬委員会が決定する。

二、締約国は、向精神薬の製造、輸出入、分配、取引、使用等を医療上及び学術上の目的に制限する。

三、締約国は、付表Ⅰに掲げる物質について正当に許可された者が学術上及び極めて限られた医療上の目的のため使用する場合を除き、その使用を禁止し、製造、取引、分配、所持についての特別の免許または事前の許可の取得、医療または学術研究の従事者による記録等を義務づ

ける。

四、締約国は、付表ⅡからⅣまでに掲げる物質の製造、輸出入を含む取引及び分配を免許制度等により規制する。

ただし、医療または学術研究に従事することを正当に認められてその業務に従事している者には適用されない。

また、締約国は、前記の物質を医療上必要とする患者には、原則として処方せんによってのみ供給されるようにする。

五、締約国は、自国の憲法上の規定に妥当な考慮を払って、一般大衆に対する向精神薬の広告を禁止する。

六、締約国は、向精神薬の製造業者、輸出入者、小売業者、医療機関、学術研究機関等に対し、製造量、輸出入量、取得及び処分ごとの数量、日付等についての記録を義務づける。

七、締約国は、付表Ⅰ及びⅡに掲げる物質の各輸出入に当たり国連麻薬委員会の定める様式による輸出入許可書の取得等を、また、付表Ⅲに掲げる物質の輸出に当たり輸出者による輸出届出書の提出を義務づける。

八、締約国は、向精神薬の製造業者、輸出入者、小売業者、医療機関、学術研究機関等に対する監視制度を維持する。

九、締約国は、国連麻薬委員会が要請する資料、特にこの

条約の自国の運用に関する年次報告を国連事務総長に、また、付表ごとの物質の自国の製造量等を含む年次統計報告等を国際麻薬統制委員会に提出する。

十、締約国は、向精神薬の濫用防止及び濫用に陥った者の早期発見、治療、社会復帰等のため、あらゆる可能な措置をとり、相互に協力する。

十一、締約国は、自国の憲法上の制度等に妥当な考慮を払って、向精神薬の不正取引に対する防止及び抑圧の措置について全国的規模の調整を行うとともに、不正取引を無くすための活動における相互援助を行う。

十二、締約国は、自国の憲法上の制限に従うことを条件に、この条約に定める義務を履行するための法令に違反する故意に基づく行為を処罰すべき犯罪として取り扱い、重大な犯罪に対して相当な処罰を科することを確保する。

委員長報告

ただいま議題となりました「向精神薬に関する条約」につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この条約は、LSD、ヒロポン等の向精神薬の濫用及び不正取引を防止するため、昭和四十六年に国連主催の条約

採択会議において、採択されたものでありまして、向精神薬の製造、輸出入を含む取引、使用等の規制について国際的な枠組みを定めております。

委員会におきましては、本条約の国会提出が遅れた理由、薬物濫用の現況と防止対策、薬物問題に対する国際協力、「麻薬等不正取引防止国連条約」批准の見通し等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

千九百八十九年七月三日に国際コーヒー理事会決議によって承認された千九百八十三年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件（閣条第六号）

要旨

コーヒーの国際価格の安定及び需給の均衡を図ることを目的とする国際コーヒー協定は、一九六二年（昭和三十七年）に初めて作成され、その後数次にわたる修正、更新及び有効期間の延長が行われた後、現行の「千九百八十三年

の国際コーヒー協定」に引き継がれた。

この有効期間の延長は、昨年九月三十日に終了することになっていた一九八三年の協定の有効期間を来年九月三十日まで二年間延長することを定めたものである。

委員長報告

ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、一九八三年の国際コーヒー協定の有効期間の延長は、昨年九月三十日に終了することになっていた一九八三年の国際コーヒー協定の有効期間を二年間延長し、国際コーヒー理事会における新たな協定の交渉のために時間的余裕を与えるとともに、コーヒーに関する国際協力を継続しようとするものです。

次に、一九八九年のジュート協定は、来年一月八日に有効期間が満了することになっている現行の一九八二年のジュート協定にかわるもので、輸出国と輸入国との協力により、ジュート及びジュート製品の国際貿易の拡大及び多様化を図ることを主たる目的とするものでございます。

委員会におきましては、新たな国際コーヒー協定成立の見通し、ジュート協定が生産国に及ぼす経済的効果、国際

商品協定の現状と我が国の対応等の問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定致しました。

以上、御報告申し上げます。

千九百八十九年のジュート及びジュート製品に関する国際協定の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）

要旨

現行の「千九百八十二年のジュート及びジュート製品に関する国際協定」は、一九七六年（昭和五十一年）の第四回国連貿易開発会議（UNCTAD）において採択された「一次産品総合計画」に基づき、一九八二年（昭和五十七年）十月にジュート及びジュート製品の競争力の強化、市場の維持及び拡大等を目的として採択されたものであり、一九八四年（昭和五十九年）一月九日に暫定的に発効し、一九八六年（昭和六十一年）八月二十六日に確定的に発効し、その後二年間、有効期間が延長された。

本協定は、明年一月九日に失効する現行協定にかわるものとして昨年十一月三日にジュネーヴで採択され、現行協

定の枠組を基本的に継承しているが、主な相違点は次のとおりである。

- 一、協定の目的として、環境上の側面からジュート利用の促進を図ることのほか、新用途の開発、加工度の向上等の規定を新たに設けたこと。
- 二、事業の策定について、国際ジュート機関の自律性を強化したこと。
- 三、加盟国の債務は、加盟国が負うことのできる資金上の義務の範囲に限定されることを明記したこと。
- 四、協定の有効期間の延長は、現行協定では二年間の延長を一回だけとしていたが、本協定では二年間の延長を二回までできるとしたこと。

委員長報告

前ページ参照

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二二二号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 一、南部アフリカのナミビア共和国に大使館を設置する。
- 二、英国のエジンバラに総領事館を設置する。
- 三、前記の新設する在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 四、最近の為替相場の変動等にかんがみ、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 五、ビルマの国名変更に伴い、同国にある日本国大使館の名称を在ミャンマー日本国大使館に変更する。

委員長報告

七七ページ参照